

「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」

改正概要（令和6年4月1日）

- 1 2024年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所のうち、燃料、熱又は電気（以下、燃料等という。）の供給を主たる事業とする事業所について、事業所が供給する燃料等の量を基に基準排出量を算定する方法を追加
…p110 から p111
- 2 指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し、指定の取消しを受けた事業所（以下、「旧特定地球温暖化対策事業所」という。）が再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合に、旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量を選択する方法を追加
…p111 から p 113、p121（区域変更）
- 3 排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等の対応について、建築基準法の用途区分等を時点修正
…P127 から 129
- 4 小原単位建物に関する取扱いについて、実際の制度運用に合わせた内容を補足的に追加
…p98 から p102
- 5 ガイドライン末尾に参考様式の追加
 - （1） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和5年東京都条例第86号）附則第9項の規定による申請書
 - （2） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和5年東京都条例第86号）附則第10項の規定による決定(拒否)通知書
 - （3） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和5年東京都条例第86号）附則第12項の規定による申請書
 - （4） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和5年東京都条例第86号）附則第13項の規定による決定(拒否)通知書
… p 151 から p156
- 6 その他軽微な修正